

議第 48 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁

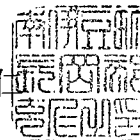
## 専決第2号

### 専決処分書

令和7年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月11日

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁



#### 理由

公共施設等の除草、剪定を行うため、会計年度任用職員3名分の人件費などを当初予算に計上したが、うち2名が欠員となったことに伴い、当面の間、外部委託で対応することとしたため、係る費用を南伊豆町一般会計補正予算（第2号）で急遽予算化する必要が生じた。

については、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分する。

令和 7 年 度

南伊豆町一般会計補正予算

(第 2 号)



令和7年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度南伊豆町一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,736,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月11日専決

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰 入 金		457,032	2,969	460,001
	2 基 金 繰 入 金	452,920	2,969	455,889
歳 入	合 計	5,733,558	2,969	5,736,527

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,073,762	2,969	1,076,731
	1 総務管理費	890,086	2,969	893,055
歳 出	合 計	5,733,558	2,969	5,736,527

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	457,032	2,969	460,001
歳入合計	5,733,558	2,969	5,736,527

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,073,762	2,969	1,076,731				2,969
歳出合計	5,733,558	2,969	5,736,527				2,969

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	452,920	2,969	455,889	1 財政調整基金繰入金	2,969	001 財政調整基金繰入金 2,969
計	452,920	2,969	455,889			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 財産管理費	18,023	2,969	20,992				2,969	12 委託料	2,969	【29 財産管理事務】 委託料(資産形成以外) 公共施設等環境美化委託料	2,969 2,969 2,969
計	890,086	2,969	893,055				2,969				